

八千代市自治会連合会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この会は、市内における自治会・町会・区長等（以下「自治会等」という。）の相互の連絡協調と親睦を図るとともに、自治会等における共通の問題を協議し、もって市民の自治意識の高揚を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、八千代市自治会連合会と称する。

(事務所)

第3条 この会は、事務所を八千代市役所内に置く。

(事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会等との連絡協調に関する事。
- (2) 美化運動の推進活動に関する事。
- (3) 自治会等に関する諸問題を関係機関に対し要望提出すること。
- (4) 自治会等功労者の表彰に関する事。
- (5) 市政に対する協力に関する事。
- (6) その他この会の目的を達成するために必要と認められる事業。

第2章 組 織

(組織)

第5条 この会は、市内における自治会等をもって組織する。

(役員の数及び選出方法等)

第6条 この会は、次の役員を置く。但し、この会の性格に鑑み、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に掲げる公職にある者及び八千代市に勤務する常勤の職員は役員になることができない。また、役員在任中にその職に就いた者は、速やかに役員職を辞職するものとする。

会 長 1人
副会長 7人
幹 事 10人

会 計 1 人

監 事 2 人

2 役員は、次の各地区から選出された者を総会において選任する。

大和田地区 3人

高津・緑が丘地区 3人

睦 地 区 3人

阿 蘇 地 区 3人

村 上 地 区 3人

八千代台地区 3人

勝 田 台 地 区 3人

3 副会長は、前項に定める地区から1人ずつ選任する。

4 役員は、兼務することができない。

5 この会は、八千代市防犯組合連合会との連携強化並びに単位自治会等の自主防犯活動の啓発、推進を目的として防犯部を設置する。

6 防犯部は、八千代市防犯組合連合会への選出役員7名により構成され、互選により部長を置く。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事は、役員会を組織し会務を司る。

4 会計は、この会の会計を司る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充された役員の仕事は、前任者の残存仕事とする。

3 役員は、任満了後後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が役員会に諮り委嘱する。

3 顧問は会長の要請に応じ、会議に出席し意見を述べるすることができる。

第3章 会 議

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、この会の最高議決機関であって、会費を納入した自治会等の長をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長がこれを召集する。

3 定期総会は、年1回開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は役員若しくは自治会等の長の3分の1以上の請求があったとき開催する。

5 総会の議長は、その都度総会において選任する。

(総会の権限)

第12条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定又は改廃に関すること。

(2) 新年度の事業計画に関すること。

(3) 新年度の収支予算案に関すること。

(4) 前年度の事業報告に関すること。

(5) 前年度の収支決算報告に関すること。

(6) 役員の選出及び承認に関すること。

(7) その他この会の重要事項に関すること。

(役員会)

第13条 役員会は、第6条第1項に定める役員をもって組織する。

2 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上の請求があったとき会長が召集する。

3 役員会の議長は、会長をもって充てる。

(役員会の権限)

第14条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会の提出議案に関すること。

(2) 定期総会の招集に関すること。

(3) その他この会の運営に必要な事項。

2 役員会は、総会の権限に属する事項で緊急を要するものは議決の上、執行できる。

3 前項の場合、会長は速やかに報告しなければならない。

(会議の成立)

第15条 総会及び役員会は、構成員の2分の1以上が出席(委任状を含む)しなければ成立しない。

2 議事は、出席者の過半数で決し可否同数の場合は議長が決する。

第4章 会計

(経費)

第16条 この会の経費は、会費、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 この会の会費は、各自治会の会員数に20円を乗じて得た額を納入するものとする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑 則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は会長が役員会に諮って定める。

附則

- 1 この規約は平成4年5月7日から施行する。
- 2 八千代市区長連合会規約（昭和47年5月4日）は廃止する。

附則

- 1 この規約は平成13年4月1日から施行する。

附則（平成18年5月17日決議）

- 1 この規約は平成18年5月17日から施行する。

附則（平成19年5月24日決議）

- 1 この規約は平成19年5月24日から施行する。

附則（平成20年5月18日決議）

- 1 この規約は平成20年5月18日から施行する。

附則（平成21年5月17日決議）

- 1 この規約は平成21年5月17日から施行する。

附則（平成23年5月22日決議）

- 1 この規約は平成23年5月22日から施行する。